

県民の安全を守る「かごしま自転車条例」をご存じですか？

自転車が原因の交通事故を防止し、県民が安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、平成29年3月に「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」が制定されました。このうち、自転車損害賠償保険等(※)への加入や保護者がヘルメットを着用させることなどについては、平成29年10月1日から義務化されます。



どうして自転車条例が制定されたの？



近年、ルールを無視した危険で、迷惑な自転車の運転が社会的な問題となっています。

【自転車での加害事故例】

小学生が自転車で坂道を下っていたところ、歩行者に気づかず正面衝突。被害者は頭を強打し、意識不明で寝たきりの状態となりました。

裁判所は、約9,500万円の賠償を小学生の保護者に命じました。(平成25年神戸地裁判決)



自転車条例の制定で何が変わるの？

自転車を利用する方

自転車利用者は、交通ルールを守り、自転車が自動車と同じ車両であることを理解して、安全で適正な利用に努めましょう。

10/1～ ●同乗する幼児にはヘルメットを着用させることが義務となります。

10/1～ ●自転車損害賠償保険等(※)へ加入することが義務となります。

- 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。
- 自転車を定期的に点検し、必要に応じて整備を行いましょう。



保護者の方

10/1～ ●中学生以下の子どもが自転車を利用するときは、ヘルメットを着用させることが義務となります。

- お子さんと交通ルールやマナーについて話し合い、自転車の安全で適正な利用ができるよう技能や知識を身につけさせましょう。



10月1日からのポイント ①

中学生以下の子どもが自転車に乗るときは、ヘルメットを着用させましょう!

Point



高齢者と同居している方

- 同居している高齢者が自転車を利用される場合は、ヘルメットの着用について助言してください。



10月1日からのポイント ②

自転車利用者は、自転車損害賠償保険等(※)へ加入しましょう!

Point



事業者(一般事業者・自転車貸付業者・販売業者)の方

10/1～ ●事業用に自転車を利用する事業者や自転車(レンタサイクルなど)の貸し付けを行う自転車貸付業者は、自転車損害賠償保険等(※)に加入することが義務となりました。

10/1～ ●自転車販売業者は、購入者に対し自転車損害賠償保険等(※)の加入の有無について確認しなければなりません。加入していることを確認できないときは、保険加入の必要性や加入義務などを情報提供して、保険加入を勧めてください。

- 自転車貸付業者は、貸し出す自転車の点検・整備を行うことが義務となりました。
- 自転車販売業者や自転車貸付業者は、購入者などにヘルメットの着用について助言してください。



※ 「自転車損害賠償保険等」とは

自転車を利用中に誤って他人にケガをさせた場合の損害を補償する保険です。

- ・自転車向け保険
- ・自動車、火災、傷害保険(共済)などに特約として付いているもの
- ・PTA保険などのように団体に加入するもの
- ・自転車安全整備士による自転車の保険・整備を受けた自転車に貼付されるTSマーク付帯保険など

現在、加入している保険を確認して、加入していない方は必ず加入しましょう。



- 「かごしま自転車条例」では、自転車損害賠償保険等への加入や保護者がヘルメットを着用させることなどについて義務化していますが、罰則は設けておりません。
- 詳しくは県ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

かごしま自転車条例

検索